①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																		
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	１．就学援助制度の周知方法													２．就学援助の申請方法					
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（２）ケの内容	（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施		（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）					（２）オの内容
							ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他→（２）		ア．教職員向け説明会を実施している	イ．教職員向け説明会を実施していない		ア．学校から希望者に申請書を配布	イ．教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ．学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．その他→（２）	
24	24	24	24	24	21	0	10	13	5	3	16	12	22	1	3	3	3	21	6	11	10	9	0	1	1
徳島県	徳島市	学校教育課	088-621-5414	gakko_kyoiku@city-tokushima.i-tokushima.jp	https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kosodate/ikuji/keizai_shien/shugaku_shorei.html		○	○			○	○	○					○	・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の申請書を作成			○			
徳島県	鳴門市	教育委員会学校教育課	088-686-8802	gakkokyoiku@city.naruto.i-tokushima.jp	http://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/kodomo/gakko/soudan/shugaku.html		○	○	○	○	○		○					○		○	○				
徳島県	小松島市	教育委員会　学校課	0885-32-3811	gakkou@city.komatsushima.i-tokushima.jp	https://www.city.komatsushima.tokushima.jp		○	○			○	○	○					○	市外の小中学校に区域外就学をする全ての児童生徒の保護者にも、案内文書と申請書を送付している。			○			
徳島県	阿南市	阿南市教育委員会教育部学校教育課	0884-22-3390	kyougak@anan.i-tokushima.jp	http://www.city.anan.tokushima.jp/		○					○	○				○			○					
徳島県	吉野川市	教育委員会学校教育課	0883-22-2273	g-kyouiku@yoshinogawa.i-tokushima.jp	https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2015061100048/		○	○					○		○	市公式アプリに制度を掲載		○		○					
徳島県	阿波市	阿波市教育委員会学校教育課	0883-36-8741	gakko@awa.i-tokushima.jp	https://www.city.awa.lg.jp/		○	○				○	○					○		○	○			○	前年度就学援助受給世帯に、教育委員会から申請書等を配布
徳島県	美馬市	教育総務課	0883-52-8010	kyouiku@city.mima.lg.jp							○	○	○				○			○					
徳島県	三好市	三好市教育委員会　学校教育課	0883-72-3555	gakkoukyouiku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp	https://www.miyoshi-tokushima.jp		○	○			○		○					○		○					
徳島県	勝浦町	教育委員会	0885-42-2515	kyoiku@towm.katsuura.i-tokushima.jp	http://www.town.katsuura.lg.jp/docs/2018032000019/			○			○		○					○			○	○			
徳島県	上勝町	教育委員会事務局	0885-45-0111	sasaki_yukari@town.kamikatsu.lg.lp	http://www.kamikatsu.jp/								○					○	支給額がどのくらいか分かるように支給額一覧も配布している			○			
徳島県	佐那河内村	教育委員会	088-679-2817	kyouiku@sanagochi.i-tokushima.jp					○		○	○	○					○				○			
徳島県	石井町	教育委員会　学校教育課	088-674-7505	info@ishii.i-tokushima.jp	http://www.town.ishii.lg.jp/			○		○	○						○			○	○				
徳島県	神山町	教育委員会事務局	088-676-1522	kyoiku@town.kamiyama.lg.jp	https://www.town.kamiyama.lg.jp/office/kyouikuiinkai/education/no139.html		○					○	○					○				○			
徳島県	那賀町	那賀町教育委員会	0884-62-1106	kyoiku@naka.i-tokushima.jp	http://www.town.tokushima-		○	○	○		○	○	○					○		○					
徳島県	牟岐町	牟岐町教育委員会　　学校教育担当	0884-72-0107	mugikyouiku@mugi.i-tokushima.jp					○		○							○			○				
徳島県	美波町	教育委員会	0884-77-3620	kyoiku@town.minami.lg.jp	http://www.town.minami.tokushima.jp/						○		○					○			○				
徳島県	海陽町	教育委員会	0884-73-3100	kyoikuiinkai@kaiyo-town.jp	http://www.town.kaiyo.lg.jp			○			○		○		○	前年度認定された保護者には個別に申請の案内を送付		○				○			
徳島県	松茂町	松茂町教育委員会　学校教育課	088-699-8719	kyouiku@town.matsushige.tokushima.jp	http://www.town.matsushige.tokushima.jp/		○	○				○	○	○				○	援助対象となる年間所得の目安額や各費目の援助額を記載、転入者や世帯構成等の変更があった場合には個々に説明している。			○			
徳島県	北島町	教育委員会事務局	088-698-9812	kyouiku@kitajima.i-tokushima.jp	https://www.town.kitajima.lg.jp/						○		○					○			○				
徳島県	藍住町	藍住町教育委員会　学校教育課	088-637-3128	gakkoukyouiku@aizumi.i-	https://www.town.aizumi.lg.jp						○		○					○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載している。		○				
徳島県	板野町	板野町教育委員会	088-672-0136	kyouiku@town-itano.i-tokushima.jp	http://www.town.itano.tokushima.jp/						○	○	○		○	家庭訪問時に担任から説明を行っている		○		○	○				
徳島県	上板町	教育委員会	088-694-6814	kyo@kamiita.i-tokushima.jp	https://www.townkamiita.jp/				○				○					○			○	○			
徳島県	つるぎ町	つるぎ町教育委員会学校教育課	0883-62-2331	gakkou@town.tokushima-tsurugi.lg.jp	http://www.town.tokushima-tsurugi.lg.jp/			○		○	○	○	○					○	入学説明会、新学期等に就学援助の案内及び申請方法等について書面でお知らせしている。	○					
徳島県	東みよし町	学校教育課	0883-79-3630	kyouiku01@town.higashimiyoshi.lg.jp	https://www .town.higashimiyoshi.lg.jp/			○				○	○					○		○					

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																							Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（２）ソ，タ，チを選択した場合 生活保護基準額等に掛ける係数（倍率） 倍	（３）ツを選択した場合 市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率） 倍	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，昼食，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの） →（２）係数	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの） →（２）係数	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの →（２）係数	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの →（３）係数および目安額	テ．その他 →（４）						
24	24	12	13	12	12	12	12	6	2	9	10	3	3	7	10	9	3	9	0	4	21	0	4	1		
徳島県	徳島市															○					1.2				20%未満	15%未満
徳島県	鳴門市																○				1.2				15%未満	15%未満
徳島県	小松島市																	○			1.2				15%未満	15%未満
徳島県	阿南市																	○			1.3			特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額（平成２４年１２月末日現在の生活保護基準）。基準根拠（課税所得等の分類）は総所得金額等。	20%未満	15%未満
徳島県	吉野川市																	○			1.2				15%未満	15%未満
徳島県	阿波市																			○			準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用。		15%未満	15%未満
徳島県	美馬市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.2				20%未満	20%未満
徳島県	三好市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				20%未満	20%未満
徳島県	勝浦町	○	○	○	○	○	○							○		○					1.3				25%未満	15%未満
徳島県	上勝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○				○	1.3		特別な事情により学校長及び民生児童委員から援助が必要と認められる者。		25%未満	40%未満
徳島県	佐那河内村	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					1.3				20%未満	20%未満
徳島県	石井町															○					1.3				15%未満	10%未満
徳島県	神山町																	○			1.3				20%未満	15%未満
徳島県	那賀町	○	○	○	○	○	○							○			○				1.3				15%未満	15%未満
徳島県	牟岐町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○			1.3				20%未満	20%未満
徳島県	美波町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○			1.3				15%未満	20%未満
徳島県	海陽町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○					○			準要保護の認定に「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用・保護者等が不慮の災害、事故、疾病等により、その世帯の生計を著しい変化を生じ、生活が困難と認める者。		15%未満	15%未満
徳島県	松茂町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○			1.3				25%未満	25%未満
徳島県	北島町																○				1.3				10%未満	10%未満
徳島県	藍住町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3				15%未満	15%未満
徳島県	板野町															○					1.3				15%未満	15%未満
徳島県	上板町																	○			1.3				20%未満	20%未満
徳島県	つるぎ町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.2				20%未満	15%未満
徳島県	東みよし町		○																	○			住民税非課税世帯を認定基準とするが、生活保護基準を参考にして、民生委員の意見書や医師の診断書等、家庭の状況を確認して、教育委員会において判断する。		10%未満	10%未満

①都道府県	②市区町村名	Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額																																						
		１．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																						
		（１）　費目毎の援助額																																						（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
24	24	1	1	0	3	3	3	20	20	0	0	0	0	3	3	3	21	21	0	4	4	0	0	0	0	1	1	0	8	8	0	9	10	9	6	6	1	14
徳島県	徳島市							○	11,420								○	40,600		○	0											○	21,490	21,490				校外活動費、学校給食費、通学費の支給平均額は、平成30年度の実績から算出した額。 通学費については実績なし。 通学用品費は、１年生以外の学年が対象。 医療費は、平成30年度の実績額による。
徳島県	鳴門市							○	11,520								○	40,600											○	26,500									学校給食費、校外活動費については30年度実績
徳島県	小松島市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490					
徳島県	阿南市							○	11,420								○	40,600		○	0								○	27,815									平成３０年度実績額から算出。通学費・医療費ともに実績なし。
徳島県	吉野川市							○	11,520								○	40,600														○	21,670	21,670					
徳島県	阿波市							○	11,520								○	40,600														○	21,670	21,670				就学援助額の単価は、平成３１（令和元）年度予算に計上した単価
徳島県	美馬市							○	11,520								○	40,600														○	21,670	21,670					
徳島県	三好市				○	11,520	11,520							○	50,600	50,600				○	0											○	25,710	25,710				通学費、医療費については、平成30年度の実績。通学費は実績なし。
徳島県	勝浦町							○	11,520								○	50,600											○	40,000			40,000						
徳島県	上勝町							○	11,520								○	50,600																	○	24,000		給食費は３年生から６年生の金額（２／３）、医療費については、乳幼児医療制度で対応
徳島県	佐那河内村							○	11,520								○	50,600		○	0											○	21,670	21,670					
徳島県	石井町							○	11,520								○	50,600																	○	21,670		医療費及び学校給食費に係る支給平均額については、平成３０年度実績額を参照したもの
徳島県	神山町							○	11,520								○	50,600																	○	21,670		クラブ活動費、生徒会費、PTA会費についてはH30年度の実績による。（生徒会費は実績なし）
徳島県	那賀町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600													○	35,000									
徳島県	牟岐町	○	11,520														○	50,600											○	56,000									
徳島県	美波町							○	11,520								○	50,600																	○	25,000		校外活動費は、宿泊を伴うもの、伴わないもの含めて一定額1,580円。
徳島県	海陽町							○	11,520								○	50,600								○	0										○	「平均支給額」欄は30年度予算計上単価。修学旅行費：実費の１／２を支給。（予算計上単価23,000円）
徳島県	松茂町							○	11,520								○	50,600											○	29,500									全ての費目について、令和元年度予算に計上した単価を記載。
徳島県	北島町							○	11,520								○	50,600														○	30,000	25,000					
徳島県	藍住町							○	11,520								○	50,600																	○	28,321			
徳島県	板野町							○	11,520								○	50,600											○	27,000									医療費については、原則中学校卒業まで無料のため援助実績なし。
徳島県	上板町							○	11,520								○	50,600											○	30,386									校外活動費（宿泊を伴うもの）、医療費及び給食費はH30年度実績額
徳島県	つるぎ町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,180	21,180					
徳島県	東みよし町							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		医療費・学校給食費は平成３０年度実績による。校外活動費(宿泊を伴うもの)については、平成３１年度予算に計上した単価を記入。

Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額

２、中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）　費目毎の援助額

①都道府県	②市区町村名	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（２）　補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
24	24	1	2	0	3	3	3	19	19	0	0	0	0	3	3	3	21	21	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	7	8	0	10	10	9	6	6	1	14
徳島県	徳島市							○	22,320								○	47,400		○	0											○	57,590	57,415				修学旅行費、学校給食費、通学費の支給平均額は、平成３０年度の実績から算出した額。 通学費については実績なし。 通学用品費は、１年生以外の学年が対象。 医療費は、平成３０年度の実績額による。
徳島県	鳴門市							○	22,510								○	47,400											○	70,000								修学旅行費については、執行見込額 学校給食費、校外活動費については30年度実績
徳島県	小松島市							○	22,320								○	47,400														○	55,000	55,000				
徳島県	阿南市							○	22,320								○	47,400		○	0								○	71,197								平成３０年度実績額から算出。通学費・医療費ともに実績なし。
徳島県	吉野川市							○	22,510								○	47,400														○	60,300	60,300				
徳島県	阿波市							○	22,510								○	47,400														○	60,300	60,300				就学援助額の単価は、平成３１（令和元）年度予算に計上した単価
徳島県	美馬市							○	22,510								○	47,400														○	60,300	60,300				
徳島県	三好市				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400				○	0											○	60,300	60,300				通学費、医療費については、平成30年度の実績。通学費は実績なし。
徳島県	勝浦町		22,510														○	57,400														○	80,000	80,000				
徳島県	上勝町							○	22,510								○	57,400																	○	71,000		医療費については、乳幼児医療制度で対応
徳島県	佐那河内村							○	22,520								○	57,400		○	0											○	60,300					
徳島県	石井町							○	22,510								○	57,400																	○	60,300		医療費及び学校給食費に係る支給平均額については、平成３０年度実績額を参照したもの
徳島県	神山町							○	22,510								○	57,400																	○	60,300		生徒会費、PTA会費についてはH30年度の実績による。（生徒会費は実績なし） 卒業アルバム代等は平成３１（令和元）年度予算に計上した単価。
徳島県	那賀町				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400													○	77,821								
徳島県	牟岐町	○	22,510														○	57,400											○	75,098								
徳島県	美波町							○	22,510								○	57,400																	○	50,000		校外活動費は、宿泊を伴うもの、伴わないもの含めて一定額2,290円。
徳島県	海陽町							○	22,510								○	57,400												45,000							○	「平均支給額」欄は30年度予算計上単価。修学旅行費：実質の１／２を支給。（予算計上単価45,000円）
徳島県	松茂町							○	22,510								○	57,400											○	78,500								全ての費目について、令和元年度予算に計上した単価を記載している。
徳島県	北島町							○	22,510								○	57,400														○	80,000	72,000				
徳島県	藍住町							○	22,510								○	57,400																	○	65,247		
徳島県	板野町							○	22,510								○	57,400											○	69,200								医療費については、原則中学校卒業まで無料のため援助実績なし。
徳島県	上板町							○	22,510								○	57,400											○	69,300								校外活動費（宿泊を伴うもの）、医療費及び給食費はH30年度実績額 医療費については、実績無し
徳島県	つるぎ町				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400																○	56,670	56,670				
徳島県	東みよし町							○	22,320								○	47,400																	○	57,590		医療費・学校給食費は平成３０年度実績による。

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ　その他																					Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								（2） クの内容及び補足説明	（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）										（2） コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）			
24	24	7	12	2	9	15	1	3	0	0	1	2	0	0	2	2	0	7	9	3	5	1	0
徳島県	徳島市				○	○														○	保護者負担の軽減のため、修学旅行費の抑制に努めるよう、４月の小中学校の校長会にてお願いしている。		
徳島県	鳴門市	○	○		○	○						○											
徳島県	小松島市				○	○					○							○					
徳島県	阿南市	○	○	○															○				
徳島県	吉野川市		○																○				
徳島県	阿波市			○		○													○				
徳島県	美馬市		○		○	○												○			本市（福祉部局）の取り組みとして、第３子以降の園児・児童・生徒の給食費・学用品費（一部）を無償化（就学援助費受給者以外）している。		
徳島県	三好市		○													○							
徳島県	勝浦町							○															
徳島県	上勝町		○															○				町のゴミステーション内にリユース推進拠点の「くるくるショップ」があり、町民が「不要だがまだ使えるもの」を持ち込んでいる。町内外の必要な方が無料で持ち帰る事が出来る。そこに体操服などの学用品も持ち込まれている。	
徳島県	佐那河内村					○													○				
徳島県	石井町		○		○	○	○								○				○		オ　学用品費等（中古品を含む）の無償給与 小学校１年生に対して、新入学のお祝いとして音楽の授業等で使用する鍵盤ハーモニカを給与している		
徳島県	神山町				○	○										○		○		○	全児童生徒を対象に、教材教具実験実習材料費の助成として、小学校では1人12,000円、中学校では1人25,000円を上限とし助成している。また新入学児童生徒に入学前に入学準備助成金として1人30,000円支給している。給食費についても無償化している。		
徳島県	那賀町					○																	
徳島県	牟岐町	○	○		○	○												○	○				
徳島県	美波町		○			○												○					
徳島県	海陽町							○												○	翌年度に小中学校及び特別支援学校に入学予定の保護者に、体操服購入費の一部を助成（5,000円限度）		
徳島県	松茂町	○										○											
徳島県	北島町				○	○													○				
徳島県	藍住町	○	○																				
徳島県	板野町	○				○													○				
徳島県	上板町							○															
徳島県	つるぎ町	○	○			○									○								
徳島県	東みよし町		○		○	○												○	○				